

産業競争力強化法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る指定金融機関等に関する改正

革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る指定金融機関等の指定の基準となる法律から、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）を削る等、所要の改正を行うこと。

（第一条、第六条及び第十条関係）

第二 場所の定めのない株主総会等に関する改正

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の一部の施行に伴い、場所の定めのない株主総会等に係る会社法の適用について定めること。

（第二十三条関係）

第三 附則

一 この政令の施行期日について必要な規定を設けること。

（附則第一項関係）

二 関係政令について所要の改正を行うこと。

（附則第二項関係）